

調査事業に係る事後評価記載様式

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

公共交通会議を適切に開催し、地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、地域公共交通に関する目標を適切に設定し、当該目標を達成するための事業を具体的に検討する等、連携計画策定に向けて必要な情報収集と調査を行い、計画事業(案)を作成し、今後の実施に向けて地域関係者と合意形成を図っていく。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

平群町について、地勢、人口の状況、高齢者率、道路状況、公共交通の状況、居住者年齢別分布、主要施設(公共施設、医療機関、福祉施設、学校、公民館、商業施設、観光施設等)の配置等に係るデータ資料を整理するとともに、公共交通サービスに対する住民アンケート調査やヒアリング調査を実施することにより、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。(別添の平群町地域公共交通総合連携計画の素案を参照)

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

平群駅周辺の道路計画、駅前広場計画や、国道168号平群バイパス沿いの土地への企業・商業施設の誘致計画などの平群町のまちづくり計画について踏まえつつ、公共交通の問題点、課題を整理している。(別添の平群町地域公共交通総合連携計画の素案を参照)

2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

公共交通に関するアンケート調査、ヒアリング調査を実施することにより、地域の公共交通利用実態を把握した上で地域公共交通に関する目標を設定している。特に、町コミュニティバス事業に関しては、平成23年度～26年度までの利用者目標値を設定し、年度ごとの具体的な評価基準を設定している。(別添の平群町地域公共交通総合連携計画の素案を参照)

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

公共交通に関するアンケート調査、ヒアリング調査結果から明らかになった社会的ニーズを踏まえ、目標を設定している。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。 また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

公共交通の空白地域をなくすことと、国道168号平群バイパス沿いの施設への移動をサポートすることを目的とし、町コミュニティバス運行計画の見直しや新規導入事業を案として選定した。また、公共交通の利用者の増加を図るため、鉄道、路線バス、タクシー、町コミュニティバスの連携に関する取り組みを事業の案として選定した。(別添の平群町地域公共交通総合連携計画の素案を参照)

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

Ⅲ 自立性・持続性

1 事業の実施に向けての準備

- ① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。

地域公共交通の利用者を増やすための目標を定めているが、これらの目標を達成するため、既存町コミュニティバス運行ルートの見直し、新規路線の導入、各交通事業者との連携を取組事業として選定している。また、これらの取組事業についての具体的内容やスケジュールを決定するため、公共交通会議を設置し、会議を4回開催している。(別添の公共交通会議議事録を参照)

- ② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。

町コミュニティバスの実証運行においては、毎月実態調査を行うことで事業による効果・影響を把握していくことを検討している。また、町コミュニティバスの実証運行に係る具体的な達成目標(評価基準)は、年度毎の目標利用者数を定め、事業継続、廃止についての基準を定めている。この具体的な達成目標と実態調査により把握されるデータにより、事業の評価を行うことを検討中である。

- ③ 事業の実施主体が検討されたか。

計画事業の実施主体については、各交通事業者から意見等を聴取し、今後公共交通会議にて決定する。

2 事業の実施環境

- ① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がつかないか。

計画事業の実施においては、平群町からの財政支出のほか、国の交付金等も活用する予定であり、平群町の平成23年〇月議会に平成23年度予算案を提出し、町議会において審議してもらう予定である。

- ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。

町コミュニティバスの自主運行ができるようになるためには、地域企業・地域住民による協働が必要であり、今後広告収入や協賛金も含め、協力を求めていく。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

Ⅳ 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1 協議会における審議体制等

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

公共交通会議の設置要綱が第1回公共交通会議で制定されており、審議事項は、乗合旅客運送の態様及び運賃、料金に関する事項、町営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、連携計画の作成及び変更の協議に関する事項、連携計画の実施に関する連絡調整に関する事項、連携計画に基づく事業の実施に関する事項、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項と規定されている。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

公共交通会議の構成員には平群町自治連合会会長や長寿会連合会副会長、連合PTA会長が含まれており、調査事業の進め方を公共交通会議で審議した上で、公共交通に関する住民アンケート調査・ヒアリング調査を実施している。また、調査結果については公共交通会議での説明や町ホームページにより公開している。また、平群町出前講座や公共交通対策特別委員会を開催し、住民の意見が調査事業に反映される仕組みが設けられている。

2 協議会における審議

- ① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

第1回会議においては、公共交通会議の審議事項も含む設置要綱が決定され、それ以降の公共交通会議においては調査事業の進め方、実施状況が報告・審議されたほか、第4回公共交通会議においては調査事業に係る自己評価を報告・審議しており、調査事業を実施するにあたって公共交通会議が適切に開催された。なお、計画事業の進め方については、引き続き公共交通会議にて審議を行う予定であり、計画事業の円滑な導入に向けての検討を行う予定である。

- ② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

公共交通会議の設置要綱において、会議は原則公開であることが規程されており、会議資料・議事録については、町ホームページにおいて公開されている。

3 地域関係者の実質的な合意形成

- ① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

公共交通会議において調査事業の進め方、実施状況が報告・審議された。また、計画事業の実施主体については今後公共交通会議にて決定していく。計画事業の実施に必要な費用は、平群町からの財政支出や国の補助金も活用する。実証運行の実施においては、各関係者と今後合意を図っていく予定である。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。